

施工体制台帳の記入上の注意

1. 施工体制台帳

建設業の許可

作成特定建設業者については、受けているすべての建設業の許可について記載します。許可業種名については、「土木」「舗装」と記載しても「土」「舗」と略称を記載しても構いません。

下請負人については、受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可についてのみ記載します。

工事名称及び工事内容

締結した契約書に記載された工事名称、及びその工事の具体的内容を記載します。下請負人に係る工事内容については、施工の分担関係が分かるように記載します。

(例)

地区改良工事に係わる舗装工事

発注者の監督員名・権限及び意見申出方法

工事の施工に際し、発注者が監督員をおいた場合にその氏名と、権限及び意見の申出方法（添付された契約書に記載されているのであれば、その旨を記載すれば可）を記載します。発注者が監督員を置かない場合には記載は不要です。

監督員名・権限及び意見申出方法

作成特定建設業者が下請負人を監督するため、監督員を置いた場合は、その氏名と監督員の権限及び監督員の行為に対する意見の申出方法（添付された契約書に記載されているのであれば、その旨を記載すれば可）を記載します。作成特定建設業者が監督員を置かない場合（下請負人との契約書に定めがない場合も含む）は記載不要です。

現場代理人名・権限及び意見申出方法

作成特定建設業者及び下請負人が現場代理人を置いた場合は、その氏名と現場代理人の権限及び現場代理人の行為に対する意見の申出方法（添付された契約書に記載されているのであれば、その旨を記載すれば可）を記載します。現場代理人をおかない場合（注文者との契約書に定めがない場合を含む）は記載不要です。

監理技術者名

作成特定建設業者が配置する監理技術者名を記載し、「専任」「非専任」のいずれか該当する方に印をつけます。なお、作成対象工事となった場合、元請は必ず監理技術者を配置することになります。

資格内容

監理技術者となるための資格を具体的に記入します。（監理技術者資格者証を保有しているものであっても、「監理技術者資格（者）」と記載するものではありません。）例としては、建設業法 15 条第 2 号イに該当する者であるときは「1 級土木施工管理技士」などの具体的な資格名を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（電気通信）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定（建築）」のように記載します。

専門技術者名

作成特定建設業者及び下請負人が建設業法第 26 条の 2 に定める専門技術者を置いた場合はその氏名を記載します。（専門工事を自ら施工しない場合は、専門技術者を置く必要はないので記載不要となります。）

資格内容の例としては建設業法第7条2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科5年・建具)のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験(10年・左官)のように、同号ハに該当する者であるときは「第一種電気工事士」などの具体的な資格名を記載します。また、担当工事については具体的な工種を記載します。

下請負人に関する事項

ここでいう下請負人は一次下請だけでなく、二次、三次・・・のすべての下請負人について記載する必要があります。ただし、再下請負通知書(同通知書の添付書類を含む)を添付した場合には一次下請についてのみ記載し、二次下請の記載を省略できます。

主任技術者名・資格内容

下請負人が配置する主任技術者名を記載し、「専任」、「非専任」いずれか該当する方に印をつけます。資格内容については主任技術者となるための資格を具体的に記入します。

安全衛生責任者

労働安全衛生法第16条の規定に基づいて安全衛生責任者を下請負人が置いた場合は、その者の氏名を記載します。(現場の規模によっては、置かない場合もあるのでそのときは当然記載不要です。)

安全衛生推進者

労働安全衛生法第12条の2の規定に基づいて安全衛生推進者を下請負人が置いた場合は、その者の氏名を記載します。(当該業者の規模によっては、おかない場合もあるのでそのときは当然記載不要です。)

雇用管理責任者

建設労働者の雇用改善等に関する法律第5条の規定に基づいて下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記載します。

(施工体制台帳の添付書類)

施工体制台帳に添付すべき書類は下記のとおりです。

請負契約書の写し

(発注者と元請、元請と一次下請、一次下請と二次下請、二次下請と三次下請等)

いずれについても契約書は建設業法第19条各号に掲げる事項が網羅されていなければなりません。また、基本契約書を締結した上で注文書・請書を交換している場合は、基本契約書の写し及び請書の写しを、基本契約約款が印刷又は添付された注文書・請書を交換している場合は、印刷又は添付された基本契約約款の写し及び請書の写しを添付します。

監理技術者の資格を証する書面

資格を証する書面とは、監理技術者資格者証の写し、建設業法15条第2号イに該当する者であるときは合格証明書の写し、又は、免許の写し、同号ロに該当する者であるときは実務経験証明書(指導監督的実務経験証明書を含む)同号ハに該当する者であるときは大臣特別認定所の写しなどがあります。ただし、作成対象工事が公共工事である場合には、監理技術者資格者証の写しに限られます。

監理技術者が作成特定建設業者に所属するものであることを証する書面(期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証するもの)

健康保険証の写し、健康保険標準報酬決定通知書の写し、住民特別徴収税額の通知書の写しなどがあります。

元請が専門技術者を置いた場合、主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に所属する者であることを証する書面（雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証するもの）

資格を証する書面としては、建設業法第7条2号イに該当する者であるときは実務経験証明書及び卒業証明書、同号ロに該当する者であるときは実務経験証明書、同号ハに該当する者であるときは合格証明書の写しまたは免許の写しがあります。雇用関係を証する書面は監理技術者の場合と同様です。

2. 再下請負通知書

直近上位注文者名

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者名（再下請負通知人が二次下請の場合は一次下請を、三次下請の場合は二次下請を指す）を記載します。

工事名称及び工事内容

再下請負通知人及び下請負人（再下請負通知人が注文者となった下請契約における請負人）がそれぞれ請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその工事内容を記載します。

建設業の許可

再下請負通知人及び再下請負人が受けている許可の内、それぞれが請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可についてのみ記載します。

監督員名・権限及び意見申出方法

再下請負通知人が再下請負人を監督するため、監督員を置く場合は、その氏名と監督員の権限及び監督員の行為に対する意見の申出方法を記載します。

現場代理人名・権限及び意見申出方法

再下請負通知人及び再下請負人が現場代理人を置いた場合は、その氏名と現場代理人の権限及び現場代理人の行為に対する意見の申出方法をそれぞれ記載します。

主任技術者

再下請負通知人及び再下請負人が配置する主任技術者名を記載し、「専任、非専任」のいずれか該当する方に印をつけます。また、資格内容については、主任技術者となるための資格を具体的に記入します。

専門技術者

再下請負通知人及び再下請負人が専門技術者を置いた場合はその氏名を記載します。

安全衛生責任者・安全衛生推進者・雇用管理責任者

再下請負通知人又は再下請負人が置いたそれぞれの者の氏名を記載します。

（再下請負通知書の添付書類）

再下請負通知書に添付すべき書類は、再下請負通知人が再下請負人（一次下請と二次下請、二次下請と三次下請・・・）と締結した下請負契約書の写しになります。公共工事以外については請負代金の額に係る部分が抹消されていても構いません。

3 . 施工体系図の作成

施工体系図は作成された、施工体制台帳をもとに施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、揭示しなければなりません。また、施工体系図についても建設業法では、様式の定めがなく、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えないため、一般に使用されている様式は、労働安全等の法令によるものと記載してあります。

建設業法で、規定されている記載事項は以下のとおりです。

作成特定建設業者の名称

作成特定建設業者が請負った建設工事の名称

工期（作成特定建設業者が請負った建設工事における工期）

発注者の商号

監理技術者の氏名

元請が専門技術者を置いた場合その氏名及びその担当工事内容

下請負人（一次、二次、三次・・・）の名称

下請負人が請負った建設工事の内容及び工期

下請負人が置いた主任技術者の氏名

下請負人が専門技術者を置いた場合その者の氏名及びその担当工事内容